

東員町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東員町犯罪被害者等支援条例（令和4年東員町条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（精神疾患の場合にあつては、疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない状態であったもの）をいう。

(6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次に定めるところによ

る。ただし、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

(1) 遺族支援金

ア 給付額 30万円

イ 給付対象者 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第3条第1項第2号に定める給付後死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有する次条第3項及び第4項に定める第1順位遺族

(2) 重傷病支援金

ア 給付額 10万円

イ 給付対象者 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有する犯罪被害者

2 給付対象者がやむを得ない事情により住民登録をせずに町内に居住している場合は、町内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により町内に住所を有している者とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族支援金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、

犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第 2 号の子とし、その他のときは同項第 3 号の子とみなす。

- 3 遺族支援金の給付対象の遺族の順位は、第 1 項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とし、祖父母については、養父母の養父母を先にし、養父母の実父母を後にし、実父母の養父母をその次にし、実父母の実父母をその次とする。

ただし、第 1 順位遺族が当該支援金の申請をしない場合は、第 2 順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

- 4 前項の場合において、遺族支援金の給付を受けるべき同順位の遺族（以下「第 1 順位遺族」という。）が 2 人以上あるときは、町長が適当と認める者 1 人を当該支援金の受領についての代表者と定め、その者に当該支援金を給付するものとする。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としない。

（支援金を給付しないことができる場合）

第 5 条 町長は、次に掲げる場合は、支援金を給付しないことができる。

- （1） 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が 18 歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

- （2） 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

- （3） 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。)及び同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支援金の給付の申請)

第6条 遺族支援金の給付を申請しようとする場合は、東員町犯罪被害者等支援金(遺族支援金)給付申請書(第1号様式)及び犯罪被害申告書(第2号様式)に、次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)の写し

(3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書の写し

(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)の写し

(5) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)の

写し

(6) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類の写し

(7) 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、東員町犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（第3号様式）

(8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）の写し

(9) その他町長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の給付を申請しようとする場合は、東員町犯罪被害者等支援金（重傷病）給付申請書（第4号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に、次に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写し

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。

ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。

(2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）の写し

(3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（給付の申請の期限）

第 7 条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から 1 年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。なお、重傷病支援金の給付を受けた者が、遺族支援金の給付を受ける場合にあっても、犯罪被害を知った日から 1 年を経過したときには、これを行うことができない。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日から 1 年以内に限り、当該申請をすることができる。

（給付の決定等）

第 8 条 町長は、第 6 条の規定による申請があつた場合は、審査を行った後、支援金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、東員町犯罪被害者等支援金給付決定通知書（第 5 号様式）又は東員町犯罪被害者等支援金不給付決定通知書（第 6 号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項に規定する支援金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、町長は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、支援金の給付決定後においても適用があるものとする。

（支援金の請求）

第 9 条 前条第 2 項の規定による通知により支援金の給付決定を受けた者は、東員町犯罪被害者等支援金給付請求書（第 7 号様式）により、町長に当該支援金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取消し）

第 10 条 町長は、支援金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 町長は、支援金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第 1 1 条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は、町長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（その他）

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に発生した犯罪等に起因する犯罪被害について適用する。

第1号様式（第6条関係）

東員町犯罪被害者等支援金（遺族支援金）給付申請書

年 月 日

東員町長 様

申 請 者（給付対象者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連 絡 先 ー ー

遺族支援金の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為のあった日・場所

年月日 年 月 日

場 所

2 犯罪被害者の住所・氏名

住 所

氏 名

3 犯罪被害者との続柄

☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他（ ）

4 犯罪被害者と加害者との親族関係

☐ なし ☐ あり（ ）

5 犯罪被害者等による犯罪行為誘発等

当該犯罪行為を誘発し、容認する等、責めに帰すべき行為の有無

☐ なし ☐ あり

6 暴力団員等の関係

犯罪被害者及び申請者とも、

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団・暴力団員である。

☐いいえ ☐はい

- ・ 前記暴力団・暴力団員に協力し、又は関与する等密接な関係がある。

☐なし ☐あり

7 支援金の返還

支援金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合又は支援金の給付後に東員町犯罪被害者等支援条例施行規則第5条（支援金を給付しないことができる場合）若しくは第10条（給付の決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合は、同規則第11条の規定に基づき、既に給付を受けた支援金を速やかに返還いたします。

☐はい ☐いいえ

8 代理申請

代理申請をする理由

[]

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連 絡 先 — —

9 過去に、東員町犯罪被害者等支援金の給付を受けた場合は、その支援金の種類

☐ 遺族支援金

☐ 重傷病支援金

上記申請内容に間違いありません。

(申請者)

住 所

氏 名

(署名)

添付書類

- ☐ 犯罪被害申告書（第2号様式）
- ☐ 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- ☐ 申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、東員町内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）の写し
- ☐ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書の写し
- ☐ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）の写し
- ☐ 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）の写し
- ☐ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類の写し
- ☐ 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、東員町犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（第3号様式）
- ☐ 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）の写し
- ☐ その他町長が必要と認める書類

注1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。

2 法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

第2号様式（第6条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

2 加害者（判明していない場合は、記載は不要）

住 所

氏 名 (歳)

3 犯罪被害の原因となった犯罪行為のあった日・場所

年 月 日 年 月 日

場 所

4 被害の状況（警察に届け出た内容等）

5 犯罪被害に係る罪名（判明していない場合は、記載は不要）

6 事件捜査担当警察署

都道府県

警察署

7 情報提供同意

支援金の給付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、東員町が調査することへの同意の有無

☐同意します

☐同意しません

(申告者)

住 所

氏 名

(署名)

年 月 日

東員町長 様

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連絡先 — —

東員町犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

私は、遺族支援金の給付対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申出します。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 (署名・押印)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			
⑩			

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者又は所在不明等）については、次のとおり申出します。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署 名 で き な い 理 由

東員町犯罪被害者等支援金（重傷病）給付申請書

年 月 日

東員町長 様

申 請 者（犯罪被害者）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連 絡 先 — —

重傷病の給付を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 犯罪被害の原因となった犯罪行為のあった日・場所

年月日 年 月 日

場 所

2 負傷又は疾病の状態

3 加害者との親族関係

☐なし ☐あり（ ）

4 犯罪行為誘発等

当該犯罪行為を誘発し、容認する等、責めに帰すべき行為の有無

☐なし ☐あり

5 暴力団員等の関係

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団・暴力団員である。

☐いいえ ☐はい

- ・ 前記暴力団・暴力団員に協力し、又は関与する等密接な関係がある。

☐なし ☐あり

6 支援金の返還

支援金の給付後に、故意の犯罪による被害でないと判明した場合又は支援金の給付後に東員町犯罪被害者等支援条例施行規則第5条（支援金を給付しないことができる場合）若しくは第10条（給付の決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合は、同規則第11条の規定に基づき、既に給付を受けた支援金を速やかに返還いたします。

☐はい ☐いいえ

7 代理申請

代理申請をする理由

[]

(法定代理人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

連 絡 先 — —

8 過去に、東員町犯罪被害者等支援金の給付を受けた場合は、その支援金の種類

☐ 遺族支援金

☐ 重傷病支援金

上記申請内容に間違いありません。

(申請者)

住 所

氏 名

(署名)

添付書類

- ☐ 犯罪被害申告書（第 2 号様式）
- ☐ 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写し
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数及び病名を明記すること。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算 3 日以上労務に服することができないことを明記すること。
- ☐ 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）の写し
- ☐ 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）の写し
- ☐ その他、町長が必要と認める書類

注 1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。

2 法定代理人によって代理申請する場合は、上記書類のほか、法定代理人であることを証明する書類を提示してください。

第 号
年 月 日

様

東員町長 印

東員町犯罪被害者等支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東員町犯罪被害者等支援金について、次のとおり給付することを決定したので通知します。

1 支援金の種類

2 支援金の額 円

※ 支援金の給付後に、「支援金の給付を受ける資格がないと判明したとき」、「偽りその他不正の手段により支援金の給付の決定を受けたと認めるとき」のいずれかに該当した場合は、支援金の返還を求めることがあります。

※ 町長が支援金の返還を求めたときは、町長が定める日までに支援金を返還しなければなりません。

第 号
年 月 日

様

東員町長 印

東員町犯罪被害者等支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東員町犯罪被害者等支援金について、次の理由により、給付しないことに決定したので通知します。

理由

年 月 日

東員町長 様

受給決定者 住 所
氏 名 ⑩
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

東員町犯罪被害者等支援金給付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知がありました東員町犯罪被害者等支援金給付について、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円	
支 援 金 の 種 類	☐ 遺族支援金 ☐ 重傷病支援金	
振込口座	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	種 別	
	口 座 番 号	

※ 該当する□の枠にチェックしてください。